

営業時間短縮要請等に係る協力金支給事業

※事業継続支援金（第1期・第2期・第3期）との併給可

厚生・産業常任委員会資料1-2
令和3年(2021年)8月25日
商工観光労働部

① 飲食店等

	既決予算		第2回8月臨時補正予算案
区域	まん延防止等重点措置を講じる区域（13市）	県独自の時短要請を行う区域（6町）	緊急事態措置を講じる区域（県内全域）
期間	8月8日から8月31日（24日間）		8月27日から9月12日（17日間）
対象施設	飲食店・遊興施設等		同左
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供は停止すること ・ガイドラインを遵守し、感染予防対策実施宣言書を掲示し、「もしサボ滋賀」を導入していること 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜21時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供を11時から20時までとすること ・ガイドラインを遵守し、感染予防対策実施宣言書を掲示し、「もしサボ滋賀」を導入していること 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等の休業要請（飲食業の許可を受けていないカラオケ店および利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む。酒類およびカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く。） ・上記以外の飲食店等の20時までの営業時間短縮
協力金額	1店舗1日あたり 中小企業等 売上高(※)の4割（3～10万円） 下記の大企業の方式も選択可 大企業 売上高(※)減少額の4割（上限20万円） (※)前年度または前々年度の売上高/日より算出	1店舗1日あたり 中小企業等 売上高の3割（2.5～7.5万円） 下記の大企業の方式も選択可 大企業 売上高減少額の4割（上限20万円※） ※20万円または前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額	<ul style="list-style-type: none"> ・1店舗1日あたり 中小企業等 売上高(※)の4割（4～10万円） 下記の大企業の方式も選択可 大企業 売上高(※)減少額の4割（上限20万円） (※)前年度または前々年度の売上高/日より算出 ・カラオケ店は、1店舗1日あたり2万円
予算額	上記協力金額の24日間分 5,377,000千円	上記協力金額の24日間分 114,000千円	緊急事態措置による増額分 3,398,600千円

② 商業施設等

	既決予算		第2回8月臨時補正予算案
区域・期間	市全域、8月8日から8月31日（24日間）		県内全域、8月27日から9月12日（17日間）
対象施設	商業施設等（1,000㎡超の施設） 商業施設等・イベント関連施設のテナント・出店者		同左
要請内容	夜20時までの営業時間短縮 等		同左
協力金額	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設等（1,000㎡超の施設） 時短営業した面積1,000㎡ごとに20万円/日×日数×短縮した時間/本来の営業時間 （10以上のテナントを所有している施設については1店舗当たり2千円/日を追加支給） ・商業施設・イベント関連施設のテナント・出店者 時短営業した面積100㎡ごとに2万円/日×日数×短縮した時間/本来の営業時間 		同左
予算額	上記協力金額の24日間分 2,042,000千円		緊急事態措置による増額分 1,021,000千円

※当該事業の実施に係る事務委託料として、既決予算376,000千円、緊急事態宣言の発出の要請に伴う対応分の所要経費として221,000千円の増額見込み
計 4,640,600千円を増額補正

事業継続支援事業

	既決予算	第2回8月臨時補正予算案
期	事業継続支援金（第2期）	事業継続支援金（第3期）
要件	2021年7月または8月のいずれかの月の売上が、前年・前々年の同月と比べ50%以上減少、または7月と8月の売上の合計が前年・前々年の同期間と比べ30%以上減少した県内中小企業等	2021年9月または10月のいずれかの月の売上が、前年・前々年の同月と比べ50%以上減少、または9月と10月の売上の合計が前年・前々年の同期間と比べ30%以上減少した県内中小企業等
支援金	中小企業等20万円、個人事業主10万円	同左
件数	10,000件	同左
予算額	1,540,000千円（支援金1,400,000千円、事務委託費140,000千円）	1,520,000千円（支援金1,400,000千円、事務委託費120,000千円）

※営業時間短縮要請協力金、事業継続支援金（第1期・第2期）、酒類販売事業者支援金との併給可

酒類販売事業者支援事業

	既決予算	第2回8月臨時補正予算案
対象月	8月	8月および9月
対象者	酒類販売事業者（酒類製造または酒類販売業の免許を有する者）	同左
支給要件	・県内に本社または本店があること。 ・国の月次支援金の給付決定を受けていること（月間売上額が前年（前々年）同月比で50%以上減少していること、まん延防止等重点措置の適用による酒類の提供停止を伴う営業時間短縮要請に応じた飲食店との取引があること等）。	・県内に本社または本店があること。 ・国の月次支援金の給付決定を受けていること（月間売上額が前年（前々年）同月比で50%以上減少していること、緊急事態宣言による酒類の提供停止を伴う営業時間短縮要請・休業要請に応じた飲食店との取引があること等）。
支給金額	以下の①または②のいずれか小さい金額 ①中小法人等：上限20万円/月、個人事業主：上限10万円/月 ②売上減少額から国の月次支援金の給付額を控除した金額	以下の①または②のいずれか小さい金額 ①ア 月間売上額が前年（前々年）同月比で50%以上減少 中小法人等：上限20万円/月、個人事業主：上限10万円/月 イ 月間売上額が前年（前々年）同月比で70%以上減少 中小法人等：上限40万円/月、個人事業主：上限20万円/月 ウ 月間売上額が前年（前々年）同月比で90%以上減少 中小法人等：上限60万円/月、個人事業主：上限30万円/月 ②売上減少額から月次支援金の給付額を控除した額
予算額	84,000千円（支援金75,000千円、事務委託費9,000千円）	103,400千円（支援金96,200千円、事務委託費7,200千円）

※事業継続支援金（第1期・第2期・第3期）との併給可

中小企業振興資金保証料軽減補助事業

	既決予算	第2回8月臨時補正予算案
資金名	短期事業資金（通常枠）	短期事業資金（コロナ枠）
資金使途	商品の仕入れ、代金決済、従業員の給与等に要する運転資金	・商品の仕入れ、代金決済、従業員の給与等に要する運転資金 ・国や県等が交付する補助金等が交付されるまでのつなぎ資金
融資対象者	中小企業者（原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下である者に限る。）、事業協同組合、企業組合、事業協同小組合、協業組合、商工組合	同左
融資限度額	1,500万円	1,000万円
融資利率	年2.2%	年2.2%以内
融資期間	1年以内	同左
信用保証	必要に応じて保証 保証料率年0.45%～1.9%	必ず保証付き 保証料率年0%（全額、県が補助）
担保・保証人	保証協会または金融機関の定めるところによる	同左